

# 福祉避難所開設・運営マニュアル

令和元年 8 月

余 市 町

## 目 次

### 第1章 はじめに

- 1 本マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 福祉避難所の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 福祉避難所の利用の対象となる者・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 平常時における取り組み

- 1 福祉避難所の対象となる者の把握・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 福祉避難所の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 福祉避難所の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 物資・器材、人材、移送手段の確保・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 社会福祉施設、医療機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 福祉避難所の運営体制の事前準備・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第3章 災害時における取り組み

- 1 福祉避難所の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 福祉避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 福祉避難所における要配慮者への支援・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 福祉避難所の統廃合と閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 【様式集】

- ・第1号様式 福祉避難所開設要請書
- ・第2号様式 福祉避難所避難者名簿
- ・第3号様式 福祉避難所避難者台帳
- ・第4号様式 福祉避難所状況報告書
- ・第5号様式 福祉避難所物資依頼票
- ・第6号様式 福祉避難所物資管理票
- ・第7号様式 福祉避難所解除通知書

# 第1章 はじめに

## 1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に福祉避難所が円滑に開設・運営できるよう、平常時から必要となる取り組みや災害時に実施すべき取り組みについて、必要な事項を定めるものです。

## 2 福祉避難所の定義

福祉避難所とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）で、一般の指定避難所では生活に困難をきたす者を対象に開設される避難所をいいます。

なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて余市町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が開設する二次的避難所であるため、災害発生当初から避難所として利用することはできません。

## 3 福祉避難所の利用対象となる者

福祉避難所の利用対象となる者は、原則として要配慮者のうち、介護保険施設や医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者（原則1名）とします。

ただし、福祉避難所の受け入れ可能人数等を踏まえ、次に掲げる者を優先して避難させることとします。

- ・車いす利用者、視覚障がい者及び介護を要する者で、現に避難している指定避難所において、一人で移動することが困難な者
- ・知的障がい、精神障がい、認知症などにより、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難で、現に避難している指定避難所での対応が困難な者

なお、上記に該当するか否かは、指定避難所に配置された職員等からの報告をもとに、災害対策本部が判断することを原則とします。

## 第2章 平常時における取り組み

### 1 福祉避難所の対象となる者の把握

町は、余市町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）により、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、要配慮者について適宜情報収集に努め、あらかじめ福祉避難所の対象となる者の概数を把握します。

#### 【避難行動要支援者名簿対象者】

- ①要介護3以上の認定を受けている者
- ②身体障害者手帳の1級または2級に該当する者
- ③療育手帳のA判定に該当する者
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する者
- ⑤本人等から申し出のあった妊婦及び出産後2か月に達した月末までの産婦
- ⑥75歳以上の一人暮らしの者または75歳以上の者のみの世帯に属する者
- ⑦上記以外で町長が必要と認めた者

### 2 福祉避難所の指定

福祉避難所に指定する施設は、耐震・耐火構造でバリアフリー等に対応し、福祉避難所としての機能を有している町内の社会福祉施設等とします。

町は、福祉避難所を指定する場合、当該施設を所有する法人等との間で協議を行い、「災害発生時等における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結します。

#### 【指定福祉避難所一覧表】

施設名	所在地
高齢者総合福祉施設フルーツ・シャトーよいち	黒川町19丁目1番地2
介護老人保健施設よいち	山田町201番地5
養護老人ホームかるな和順	沢町5丁目77番地
障害者支援施設余市幸住学園	豊丘町197番地
障害者支援施設余市豊浜学園	豊浜町293番地
特別支援学校余市養護学校	梅川町377番地3

### 3 福祉避難所の周知

町は、ホームページや広報紙などを通して、福祉避難所の情報を広く町民に周知します。特に、要配慮者及びその家族、民生委員等に対して、周知徹底を図ります。

## 4 物資・器材、人材、移送手段の確保

### (1) 物資・器材の確保

町は、施設管理者と連携し、福祉避難所において必要な物資・器材の一定程度の備蓄に努め、あわせて災害時に速やかに調達できるよう、事業者と協定を締結するなどの事前対策を講じます。

### (2) 人材の確保

町は、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる、ヘルパー等の専門的な人材の確保に関し、関係団体・事業者等と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図ります。

### (3) 移送手段の確保

一般の指定避難所から福祉避難所への移送は、原則として要配慮者の家族または支援者が行うこととします。ただし、要配慮者の状態に応じて、適切な移送手段を確保できるよう、町は関係機関等と連携を図ります。

## 5 社会福祉施設、医療機関等との連携

福祉避難所での避難生活において、専門的なケアが必要な要配慮者については、専門施設への緊急入所等の対応を行う必要があります。

また、症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することとなります。

町は、あらゆる機会を通じて平常時から、社会福祉施設や医療機関等との連携強化の促進に努めます。

## 6 福祉避難所の運営体制の事前整備

町は、災害時に福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名し、福祉担当部局と防災担当部局を中心とした横断的な運営体制を整備します。

## 第3章 災害時における取り組み

### 1 福祉避難所の開設

#### (1) 要配慮者の避難状況の把握

指定避難所担当職員等は、一般避難所に避難してきた者のうち、福祉避難所の対象となる者の人数等を把握し、災害対策本部に報告します。

#### (2) 施設の被害状況の把握

町は、福祉避難所の施設管理者に対し、電話等で施設の被害状況や収容可能人数等の事前確認を行います。

施設管理者は、速やかに施設の建物被害、人的被害、物資等の状況を把握し、開設の可否を判断するとともに、必要なスペースを確保し、町に報告します。

#### (3) 福祉避難所の開設要請と周知

町は、福祉避難所の開設が必要と判断した場合は、福祉避難所の施設管理者に「福祉避難所開設要請書」(第1号様式)により福祉避難所の開設を要請します。

福祉避難所の開設を決定したときは、要配慮者及びその家族、関係機関等に速やかに周知します。

#### (4) 要配慮者の受け入れ調整

町は、要配慮者を受け入れる福祉避難所を個別に決定し、利用開始日等の調整を行います。受け入れ体制が整い次第、要配慮者を受け入れます。

#### (5) 福祉避難所の開設期間

福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から最大7日以内とします。ただし、大規模災害等の場合で、やむを得ず7日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難なときは、事前に施設管理者と協議し、必要最小限の期間を延長します。

#### (6) 避難所担当職員の派遣

町は、福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営にあたります。

当面は24時間対応が必要な場合も考えられるため、福祉避難所担当職員の交代要員を確保します。

#### (7) 物資・器材・人員の確保

町は、福祉避難所の開設に必要な物資・器材について、備蓄物資等を確保

し、福祉避難所に搬送します。また、要配慮者の支援に従事する者の確保に努めます。

### **(8) 要配慮者の移送**

一般の避難所から福祉避難所への移送は、原則として要配慮者の家族または支援者が行うこととします。ただし、要配慮者の状態に応じて、町は避難施設所有の福祉車両等を手配するなど、適切な移動手段を確保します。

## **2 福祉避難所の運営**

### **(1) 避難者名簿の作成・管理**

- ① 福祉避難所担当職員等は、福祉避難所内に受付を設置し、「福祉避難所避難者名簿」(第2号様式)を避難者に記入してもらいます。
- ② 記載された避難者名簿をもとに「福祉避難所避難者台帳」(第3号様式)を作成します。
- ③ 毎日、台帳の整理及び集計を行い、「福祉避難所状況報告書」(第4号様式)により災害対策本部へ報告します。
- ④ 避難者が退所したときは、可能な限り転出先を確認・記録します。
- ⑤ 「福祉避難所避難者名簿」及び「福祉避難所避難者台帳」については、その取り扱いに注意し、適切に管理します。

### **(2) 食料・物資の確保と提供**

- ① 福祉避難所担当職員等は、食料・物資が不足する場合、不足する内容及び数量を取りまとめて、「福祉避難所物資依頼票」(第5号様式)により、災害対策本部へ要請します。
- ② 要請した物資が搬送されたときは、個数等を確認して受け取り、物資保管場所へ保管します。
- ③ 搬送された物資については、「福祉避難所物資管理台帳」(第6号様式)に記入し、適正に管理します。
- ④ 食料や水、生活用品等の物資の提供は、公平性の確保に最大限配慮して行います。
- ⑤ 乳幼児への粉ミルクや離乳食、高齢者へのやわらかい食事など、特別な要望については個別に対応します。

### **(3) トイレに関する対応**

- ① 町は、施設内のトイレが使用できない場合は、必要に応じて、簡易トイレや仮設トイレ等を設置します。
- ② トイレ使用についての注意事項を、福祉避難所内トイレ及び仮設トイレ等へ

掲示し、避難者への周知徹底を図ります。

#### (4) ごみに関する対応

- ① 町は、施設管理者と協議のうえ、ごみ集積所を指定し、貼り紙等により避難者へ周知徹底を図ります。
- ② ごみは、避難者各自が可燃・不燃・プラごみ等に分別し、所定の場所へ置くよう周知徹底を図ります。

#### (5) 防疫に関する対応

- ① 町は、食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者の協力を得て、防疫に注意します。
- ② うがい・手洗いを励行し、手洗い所には消毒液を配置します。
- ③ トイレ、手洗い、洗顔、洗髪、洗濯等の生活用水の確保に努めます。
- ④ 風呂が利用できる場合は、その利用について周知します。
- ⑤ 洗濯が可能な場合は、施設管理者と協議のうえ、洗濯場や洗濯物干し場を指定します。
- ⑥ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握し、スペースの分離や診察などの適切な処置ができるよう努めます。

#### (6) 施設内の清掃・整理整頓

町は、避難者に対し、身の回りの清掃や整理整頓を周知するとともに、共有スペースの清掃について協力を依頼し、衛生環境の保持に努めます。

#### (7) 電話に関する対応

- ① 町は、避難所内の電話は受信専用とし、外部からの問い合わせについては、本人に電話があったことを伝え、折り返し連絡をとる方法を原則とします。
- ② 発信用電話は、特設公衆電話や個人の携帯電話とし、他の避難者の迷惑にならないよう適切な場所で利用するよう周知します。

#### (8) 生活情報の提供

町は、避難者に対し、館内放送や掲示板などを活用し、必要な情報提供に努めます。

##### 【必要とする情報例】

- |                   |          |          |         |
|-------------------|----------|----------|---------|
| ・被害、安否情報          | ・医療、救護情報 | ・余震、気象情報 | ・生活物資情報 |
| ・ライフライン、交通機関の復旧情報 | ・生活再建情報  |          |         |

### 3 福祉避難所における要配慮者への支援

#### (1) 要配慮者への支援

町は、要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などの把握に努め、要配慮者が生活しやすい福祉避難所の環境整備に努めます。

また、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応を図ります。

#### (2) 福祉サービスの提供

町は、要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な福祉サービスを提供するよう努めます。

#### (3) 相談窓口の設置

町は、要配慮者特有の相談に対応する相談窓口を、福祉避難所に設置します。相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行います。

#### (4) 緊急入所等の実施

町は、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。

また、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。

### 4 福祉避難所の統廃合と閉鎖

#### (1) 統廃合及び閉鎖

① 町は、福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所の要配慮者が少数となった場合は、要配慮者とその家族に対し、十分な説明を行ったうえで、福祉避難所の統廃合を図ります。

② 要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

③ 閉鎖を決定した場合には、施設管理者に対して「福祉避難所開設解除通知書」（第7号様式）をもって通知します。

#### (2) 福祉避難所に係る費用の負担

福祉避難所の介助員に要する経費等、福祉避難所の開設・運営に要した費用については町が負担します。